

蓄電事業参入可能性調査業務委託仕様書

1 業務の目的

宮崎県企業局は、電力システム改革（電力自由化）に伴って事業形態が多様化する中、令和7年度に改定予定としている「宮崎県企業局経営ビジョン」において、電力の安定供給を通じて、経営基盤の強化を目標に掲げながら、エネルギー地産地消など地域貢献に資する役割を担っている。また、「2050年ゼロカーボン社会づくり」という県の施策の達成に向けて、再生可能エネルギーの重要性はますます高まっており、宮崎県企業局の所有する水力発電所への地域からの期待は大きいものと思われる。

その一方で、宮崎県企業局が所有する自営送電設備は運用開始から60年以上経過している線路が多く、老朽化が進んでおり設備維持が課題となっている。

そこで、過年度に委託した検討業務において自営送電施設を活用した蓄電事業を検討し、一定の成果が得られたことから、その成果に基づき、宮崎県企業局が所有する水力発電所や自営送電設備を活用した新たな事業として、蓄電事業参入の実現可能性調査を行う。

（宮崎県企業局が所有する発電施設及び自営送電設備は別表及び別図のとおり）

2 業務の名称

蓄電事業参入可能性調査業務

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月25日（水）まで

4 業務委託の内容

蓄電事業への参入の検討にあたっては、民間事業者を誘致し宮崎県企業局が所有する自営送電設備に連系する場合、PPP/PFIといった官民連携事業とする場合、宮崎県企業局自らが蓄電所を建設する場合等、幅広く検討を行うものとし、より実現可能性の高いシナリオを構築すること。

(1) 計画準備

業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画、打合せ計画、成果品項目、使用する主な図書及び基準、連絡体制等の事項をとりまとめ業務計画書を作成するものとする。

(2) 蓄電事業に関する調査・分析

国の蓄電事業の施策について整理するとともに、各種電気事業者の蓄電事業への参入状況について調査・分析を行う。

- ・ 国の蓄電事業に関する施策
- ・ 旧一般電気事業者、新電力、他自治体等の蓄電事業参入状況

(3) 蓄電事業の方向性の提示

蓄電事業への参入にあたり、宮崎県企業局が所有する水力発電所を活用するか等、企

業局自身の事業への関わり方や、事業主体について検討を行い、蓄電事業の方向性について提示を行う。その際、宮崎県企業局及び民間事業者の役割を整理した上で検討すること。

(4) 蓄電事業参入（事業スキーム）の比較検討、課題整理及び評価

(3) で検討を行った蓄電事業参入の事業スキームについて、比較検討及び評価を行う。その際、想定される事業スキームについて、障害事項などの事業課題や留意事項、メリット・デメリット等の比較検討も合わせて行うこと。また、法・制度的課題については、課題抽出を行い、それに対して必要となる協議先（資源エネルギー庁などの国の関連機関、一般送配電事業者等）を整理すること。

(5) マーケットサウンディング調査（調査準備、調査の実施及びとりまとめ）

(4) で比較検討した事業スキームについて、関連事業者に情報共有の上、意見交換を行い、各種事業スキームの実現可能性の確認を行うこと。

(6) 評価（VFM算定（定量的評価）、定性的評価、総合評価）

(5) の事業者からの意見を踏まえて、宮崎県企業局が蓄電事業に参入する場合のVFMを算定する。また、VFMによる定量的側面からの評価に加え、事業スキームの課題や留意事項、メリット、デメリット等を整理した定性的側面もあわせて、望ましい事業手法を導出すること。

なお、蓄電事業への参入が妥当な場合には、事業者選定も見据えて、今後検討すべき課題等の必要な事項を整理する。

5 中間報告

令和7年11月28日（金）までに、その時点までの収集データ、分析結果をまとめた中間報告書と概略版を電子データにより提出する。中間報告の詳細については、契約後、発注者と協議の上、決定する。

6 成果品

(1) 提出書類

業務委託契約書の定めに従い、以下の成果品及び業務の成果に関する報告書を提出すること。

- ・業務完了報告書（概略版含む） 2部
- ・上記の電子データ 2部（正・副）

(2) 納入場所

宮崎県宮崎市旭1丁目2番2号

宮崎県企業局 総務課経営企画室 経営担当

7 留意事項

(1) 発注者は、本業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。

(2) 調査職員からの指示・協議については、原則として書面により行う。ただし、緊急

を要する場合、又は、内容が軽易な場合には、口頭による指示・協議等を行うことができることとし、後日、書面を提出する。

- (3) 個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (4) 事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しないこと。
- (5) 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- (6) 本委託で調査・検討した報告書の内容(電子ファイルを含む)の所有権や著作権は、原則としてすべて宮崎県企業局に帰属すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術等に関する権利については、受託者に留保するものとし、この場合、宮崎県企業局は、当該権利を非独占的に使用できることとすること。
- (7) ChatGPT 等の生成系 AI を用いた提案の作成は、情報漏洩の危険性及び著作権保護の観点から禁止する。

8 その他

この仕様書に定めのない事項及び仕様書に関して嫌疑が生じたときは、その都度協議するものとする。

別表

(1) 水力発電施設

発電所名	所在市町村	発電開始年月	最大出力 (kW)	年間目標供給 電力量 (千kWh)	FIT適用
石河内第一	木城町	昭和 25 年 5 月	22,200	75,618	非FIT
渡川	日向市	昭和 30 年 4 月	12,344	39,397	令和 25 年 10 月まで
綾第一	南機	小林市	25,000	90,527	非FIT
	北機	昭和 35 年 5 月			〃
綾第二(改良 で停止中)	綾町	昭和 34 年 3 月	(28,000)	(114,000)	令和 10 年 4 月から 適用予定
田代八重	小林市	平成 12 年 4 月	5,800	19,014	非FIT
立花	西都市	昭和 38 年 2 月	13,400	26,793	〃
三財	西都市	昭和 38 年 7 月	8,800	25,896	〃
岩瀬川	都城市	昭和 42 年 7 月	18,600	58,029	〃
猿瀬	高原町	平成 16 年 4 月	1,700	7,022	〃
祝子	延岡市	昭和 48 年 4 月	17,300	48,769	〃
上祝子	延岡市	昭和 48 年 9 月	3,300	8,346	〃
浜砂	延岡市	平成 4 年 4 月	2,400	7,352	〃
祝子第二	延岡市	平成 24 年 4 月	35	135	令和 14 年 7 月まで
酒谷	日南市	平成 28 年 10 月	520	2,321	令和 18 年 9 月まで
合計			159,399	523,219	綾第二発電所含む

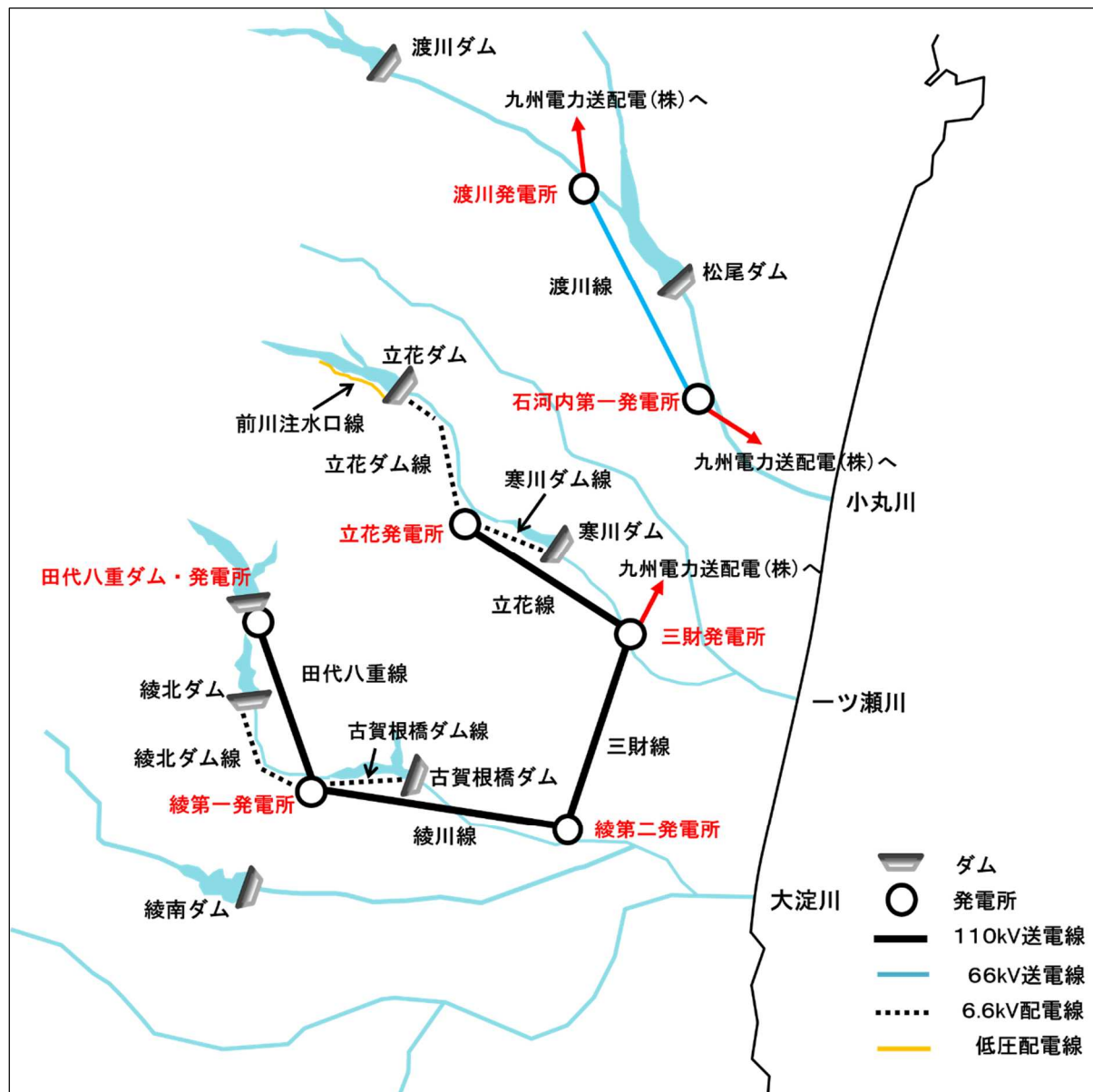
(2) 太陽光発電施設

設置場所	所在市町村	発電開始年月	最大出力 (kW)	年間目標供給 電力 (千kWh)	FIT適用
工業用水道施設配水池	日向市	平成 22 年 2 月	30	37	卒FIT
工業用水道施設浄水場	日向市	平成 26 年 3 月	20	21	令和 16 年 2 月まで
一ツ瀬川県民 スポーツレクリエーショ ン施設	新富町	平成 23 年 2 月	90	100	卒FIT
綾第二発電所	綾町	平成 26 年 3 月	50	48	令和 16 年 2 月まで
合計			190	206	

(3) 送電施設

送電線名	亘長 (km)	支持物 本数(基)	区間	電力保安通信設備
66kV 渡川線	9.47	36	渡川発電所～石河内第一発電所	電力線搬送 2L 青相
110kV 立花線	5.46	13	三財発電所～立花発電所	光通信
〃 三財線	11.42	37	綾第二発電所～三財発電所	〃
〃 綾川線	8.81	25	綾第二発電所～綾第一発電所	〃
〃 田代八重線	8.20	22	綾第一発電所～田代八重発電所	〃
計	43.36	133		

別図



送電施設位置図